

公益財団法人 十勝交通育英会奨学金給与、入学祝金・修学旅行支援金給付規程

改正 教総第 4133 号 昭和 63 年 12 月 6 日

改正 教総第 5019 号 平成 3 年 3 月 15 日

改正 教総第 4021 号 平成 9 年 7 月 29 日

(趣 旨)

第 1 条 公益財団法人十勝交通育英会定款第 4 条第 1 号の奨学金給与の事業は、この規程によって行う。

(奨学生の資格)

第 2 条 本会が奨学金を給与する奨学生は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 十勝管内の住民若しくは出身者の子女又は理事会において認めた者であること。
- (2) 中学校、高等学校、短大、専門学校、大学の生徒であること。
- (3) 交通事故によって保護者を失った遺児であること。
- (4) 心身共に健全で学業に精励し、かつ、修業の見込みがあること。

(奨学金、入学祝金、修学旅行支援金の額)

第 3 条 奨学金の給与額並びに入学祝金、修学旅行支援金の額については別紙記載。

(奨学生の採用)

第 4 条 本会から奨学金の給与並びに入学祝金、修学旅行支援金を受けようとする者は、各申込み書に次の書類を添えて、本会にその旨を願い出なければならない。

- (1) 在学学校長その他の者の推薦書
- (2) 在学証明書
- (3) 交通事故証明書
- (4) 戸籍謄本
- (5) その他理事会が必要と認める書類

第 5 条 奨学生は在学学校長の推薦があった生徒について理事会において選考し、採用する。

2 奨学生を採用したときは、奨学生採用通知書により、本人にその旨を通知するとともに在学する学校の学校長に通知する。

(奨学金の給与並びに入学祝金、修学旅行支援金の支給)

第 6 条 奨学金は原則として 3 ヶ月分を合わせて給与する。

- 2 入学祝金は原則として 6 月下旬に支給する。
- 3 修学旅行支援金は原則として申請書到着月の翌月下旬に支給する。
- 4 奨学金の給与並びに入学祝金、修学旅行支援金の支給は銀行等を通じて行う。

(異動の届出)

第 7 条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、遅滞なく奨学生異動届により、その旨を届けなければならない。ただし、奨学生が病気その他やむを得ない理由により届け出ることができない場合は、保護者がその理由を付けて、代って届け出なければならない。

- (1) 進級したとき。
- (2) 在学学年の課程を修了したと認定されなかったとき。
- (3) 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- (4) 学校その他から賞罰を受けたとき。
- (5) 奨学生又は保護者の氏名、住所その他重要な事項について変更があったとき。

2 奨学生が死亡したときは、保護者は直ちに、奨学生死亡届に死亡を証する書類を添えてその旨を届け出なければならない。

(奨学金の給与の決定の取消し)

第 8 条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、理事会の決定により、奨学生をとりやめ、かつ、奨学金の給与を打ち切る。

- (1) 第 2 号に定める資格を欠いたとき。
- (2) 奨学金の給与を辞退したとき。

第 9 条 奨学生が次の各号の一に該当する場合は、理事会の決定により、奨学金の給与を相当の期間停止する。

- (1) 休学したとき。
- (2) 学業成績又は性行が著しく不良となったとき。
- (3) 生徒としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 本会の名誉を傷つける行為があったとき。

(奨学金の給与の復活)

第 10 条 前条の規定により奨学金の給与を停止された奨学生は、その理由がなくなった後に奨学金給与復活願により願い出たときは、理事会の決定により、奨学金の給与を復活する。

(補 則)

第 11 条 この規定の定める諸願、届出等の書類の様式その他の細則は、理事会が定める。

附 則

この規定は、財団法人十勝交通育英会の設立許可の日（昭和 55 年 10 月 1 日）から効力を生じる。

- (2) 奨学金給与規程の一部変更は、北海道教育委員会の承認のあった日（昭和 63 年 12 月 6 日付教総第 4133 号指令）から施行し、変更後の第 3 条の規定は、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。
- (3) 奨学金給与規程の一部変更は、北海道教育委員会の承認のあった日（平成 3 年 3 月 15 日付教総第 5019 号指令）から施行し、変更後の第 3 条の規定は、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。
- (4) 奨学金給与規程の一部変更は、北海道教育委員会の承認のあった日（平成 9 年 7 月 29 日付教総第 4021 号指令）から施行し、変更後の第 3 条の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

〒080-2459

事務局 北海道帯広市西 19 条北 1 丁目 3 番 19 号
公益財団法人 十勝交通育英会
(株式会社帯広自動車販売店協会会館内)

TEL 0155-33-2238 FAX 0155-36-7000